

令和二年十二月二十四日付け広島県報（定期）第百号の目次の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

区分	誤	正
目次	広島県特定水産資源の漁獲量等報告に関する規則	広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則